

平成20年9月4日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成20年9月18日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案の総括審議

第3 発議案第1号の上程説明並びに審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成20年9月18日（木）午後1時00分 開議

○議長（市原健二君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（市原健二君） ここで報告します。

去る12日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日、委員会を開会し、正副委員長との互選を行い、委員長に相澤 仁君、副委員長に初谷智津枝君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において各委員会にその審査を付託しました案件について、審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で、報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（市原健二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○議長（市原健二君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

行財政対策特別委員会委員長 常泉健一君から報告を求めます。

（行財政対策特別委員会委員長 常泉健一君登壇）

○行財政対策特別委員会委員長（常泉健一君） 行財政対策特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、9月4日、議員全員協議会室において委員会を開き、長谷川副市長はじめ、関係職員からの説明を求めながら、行財政対策に関する調査研究をいたしましたので、それらの内容について報告を申し上げます。

初めに、当局より「平成19年度の財政健全化計画の達成状況」並びに「平成20年度財政健全化計画の進捗状況」について説明を求めましたので、その概要について申し上げます。

まず、平成19年度の財政健全化の達成状況については、計画と平成19年度決算との比較において、計画額29億8300万円に対し決算額では26億4800万円、達成率は88.8%、未達成額は3億3500万円との説明がありました。

主な未達成の内訳は、歳入面では、東郷自歩道用地の一括売却処分の計画を3区画に分割し処分することとしたため、3億8500万円の増収計画額に対し決算額5100万円となり、歳入増収策全体では、計画額5億5000万円に対し決算額2億8000万円、達成率50.9%、2億7000万円が未達成となったとの説明がありました。

また、歳出面では、総人件費の抑制において、給与及び職員数の削減等により135.2%の達成率が得られたものの、補助費等の見直しでは、企業立地促進奨励金において2億円、投資的経費の削減においては、旧本納支所解体事業やひめはるの里の改修工事、中央公民館のアスベスト除去工事、道路改良事業等により2億3000万円、また、一部事務組合負担金の抑制においては、市と組合の職員構成比率に差異があり計画どおりに削減できなかったことにより1億7000万円が未達成額となり、歳出削減策全体では、計画額24億3300万円に対し決算額23億6800万円となり、達成率97.3%、未達成額は6500万円となったとの説明がありました。

しかし、本計画では、原則として新規事業は行わないこととされているが、19年度において、アスベスト対策工事等の緊急やむを得ない事業について行政評価を行いながら実施しており、もし計画の原則に従い、これらを実施しなければ、計画額を上回り達成率は100%を超えるとのことであります。

次に、平成20年度の財政健全化計画の進捗状況については、計画と第1回補正後の予算との比較において、計画額30億4800万円に対し予算額では19億9800万円、進捗率は65.6%、未達成額は10億5000万円であるとの説明がありました。

主な歳入増収策については、土地の係る課税客体の把握による市税の確保や、茂原教習所隣用地等の売却による財産収入の確保により増収策を図るものの、財政調整基金の取り崩し額について、計画額3億8900万円に対し予算額1億円としたことなどから、歳入増収策全体では、計画額5億7500万円に対し予算額は5億2500万円、進捗率91.3%、5000万円が未達成となっているとの説明がありました。

次に、主な歳出削減策についてですが、総人件費の抑制では、給与や職員数の削減等により、削減額6億3500万円に対して予算では8億1900万円の削減額とし、進捗率は129%とのことで

あります。

また、物件費の削減では、後期高齢者医療制度に伴う電算委託料の増や耐震診断の委託、再開発ビル床借り上げ料の継続などにより、計画額5億2300万円に対し予算では3億5200万円、進捗率67.3%。

補助費等の見直しでは、企業立地促進奨励金や後期高齢者医療負担金、茂原駅エレベーター設置事業補助金等の増により、計画額3億8300万円に対して予算では3億8400万円の増となり、進捗率はマイナス100.3%とのことであります。

さらに、投資的経費の削減では、地域密着型サービス施設補助金や小中学校耐震関連事業、市民体育館補修工事、駅前区画整理事業及び道路改良事業等の増により、計画額1億7700万円に対して予算では1億8300万円の増となり、進捗率はマイナス103.4%とのことであります。

歳出削減策全体では、計画額24億7300万円に対し予算額14億7300万円、進捗率59.6%、10億円の未達成となっているとの説明がありました。

また、平成20年度においても、緊急やむを得ない新規事業のため計画の進捗率は65.6%となっているが、新規事業を実施しなければより高い進捗率を示すところであり、厳しい財政状況の中、必要な事業は実施していこうとする市の姿勢を御理解いただきたいとのことであります。

以上の説明を踏まえ、調査研究の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「18年度、19年度の実績が出た中で、市民への公表も考慮し、わかりやすく計画の評価が可能な表にするため、2年間の計画に対する達成状況が把握できるよう、トータルでの実績数値もあらわすべきだと考えるが。また、財政健全化計画を作成した3年前と現在とでは財政運営の状況が変化しており、災害時などの対応に対する部分も計上されておらず、さらに、新市長のマニフェストもある中、計画の見直しをする考えがあるのか」との質疑に対し、「表の作成については、単年度の比較だけでは必ずしも理解できない部分もあるため、2年間をトータルとしたものを出し、わかりやすくなるよう検討する。また、見直しの件については、将来財政推計が当時の推計と現時点では制度的な変化もあり、協議しているが、依然として財政状況は楽観できる状況にはなく、今見直しを行うと現行以上の厳しい健全化計画となってしまう可能性があるかと予想している。それならば、今の計画を活かし、予算編成時に直近のデータに基づき行政評価を行いながら計画を進めるほうが市民への影響が少ないのではないかと考えている。しかし、さらに内部で検討したい」との答弁がありました。

次に、「市民と一緒に我慢してくださいとお願いをしている中、特に歳出削減策のうち、施

策の見直し項目の達成率は低すぎであり、計画の一、二年目は100%以上の達成がなければならぬと考える。新規事業について、行政評価により実施しており、新規事業を実施していなければ100%の達成とのことであるが、健全化計画は上位計画と考える中、本計画との整合性をどのように考えているのか」との質疑に対し、「市も上位の計画と考えている。しかし、行政は生き物であるため、いたずらに予算措置をするのではなく、行政評価で客観的に判断し、財政的余裕の部分も考慮しながら実施しているところであり、その結果、計画と異なった結果が出ることもやむを得ない面もあり、御理解をいただきたい。また、この新規事業というとならえ方をもう少し精査し、市民にわかりやすい説明ができるよう考えていきたい」との答弁がありました。

次に、「第4次行財政改革と財政健全化計画との整合性は」との質疑に対し、「本来、行政改革と財政改革が1つとなったものが行財政改革である。一方の財政健全化計画とはスタート年度が異なっているため別々の計画となっているが、4次行財政改革の財政改革部分と財政健全化計画はイコールであると考えていただきたい。行財政改革の財政効果と財政健全化計画の改善効果については、市民に平行して示すことができるよう今後検討する」との答弁がありました。

また、「市民に公表する場合、健全化計画が未達成状況にあるにもかかわらず、財政運営はきちんと行えていることがわかるような形をお願いしたい」との意見や、「財源確保ができたから事業を実施してしまうのではなく、給与や特別職の報酬が削減されている中、これらを早く戻すことや、今後の緊急時に備えること等も含めた全体的な視点より計画の推進に取り組んでもらいたい」との意見がありました。

本委員会といたしましては、財政健全化を確実に図ることはもとより、市民の目線に立った行財政改革を図るべく、今後も引き続き慎重に調査研究を行っていくこととし、中間報告といたします。

○議長（市原健二君） 以上で特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案の総括審議

○議長（市原健二君） 次に、日程第2「議案の総括審議」を議題とします。

まず、審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 伊藤すすむ君から報告を求めます。

(総務委員会委員長 伊藤すすむ君登壇)

○総務委員会委員長(伊藤すすむ君) 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る12日の本会議において付託されました議案4件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成18年6月2日に公布され、平成20年12月1日から施行されることに伴い、関係条例を整備し、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において、「本市で該当する一般財団法人は、また、第3条のいう公益的法人等に該当する団体は」との質疑に対し、「財団法人茂原市学校給公社が該当する。また公益的法人等とは、社会福祉法人である社会福祉協議会と公有地の拡大の推進に関する法律による特別法法人である土地開発公社が該当する」との答弁がありました。

以上の審査計画を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第2号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の制定により、「議会活動の範囲の明確化」が図られるとともに、議員の報酬の名称が「報酬」から「議員報酬」へ改正されたため、関係条例の用語の改正と所要の整備を行おうとするものであり、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

審査の過程において、「エル・タックスはどのようなものか」との質疑に対し、「エル・タックスは市町村と社会保険庁や年金支給団体、法人市民税や償却資産の申告、また各事業所から給与支払い報告書の提出等について、各法人、税理士事務所等がインターネットにより市町村とつながるシステムである」との答弁がありました。

次に、「寄附金控除については新たに条例で指定した団体ということで、学校法人、社会福祉法人、NPO等も含まれている。県内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体とあるが、商工会議所、観光協会は含まれるか」との質疑に対し、「公共の福祉の増進、住民福祉の増進の点から、所得税法上認められている団体の中から市町村の条例で指定することになっており、両団体については該当しない」との答弁がありました。

また委員から、「いわゆるふるさと納税は税額を控除するための方式であり、税の二重取りということにはならない」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「茂原市土地開発公社定款の変更について」申し上げます。

本案は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、「民法」及び「公有地の拡大の推進に関する法律」があわせて改正されることとなり、この改正に伴い、本公社定款について所要の変更を行うため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであり、採決の結果、議案第7号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、教育福祉委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○教育福祉委員会委員長（初谷智津枝君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました案件のうち、認定案1件を除く議案1件について、9月12日本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

議案第4号「茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

当局より、地方税法の改正によって「住宅借入金等特別税額控除」が所得税から控除しきれなかった場合、申告により住民税の所得割額からも控除することができるという経過措置が設けられたことにより、「千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業補助金交付要綱」が改正され、本市も同様の措置を講じ、医療費助成の可否の判断となる市民税所得割の額は「住宅

借入金等特別税額控除」を行う前の額とし、所要の改正をするものであるとの説明がありました。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「本条例改正によって、適用除外となる対象者はいるのか」との質疑に対して、「茂原市では、現在、約1100人の方に助成をしている。事前に所得調査をしたところでは、本改正によって影響を受ける対象者はいなかった」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号は全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、市民環境経済委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（加賀田隆志君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る12日の本会議において付託されました案件のうち、認定案3件を除く議案第5号「茂原市住工混在地域工場移転資金利子補給条例及び茂原市中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について」、同日本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴い、それぞれの条例において引用されている字句について、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「中小企業金融公庫や国民生活金融公庫などが1つの金融機関に統合されたということであるが、手続などに変更はあるのか」との質疑に対し、「業務は新しい金融機関に承継されることとなっており、申請の手続や利子補給などに変更はない」との答弁がありました。

次に、「株式会社が変わっても利子補給などに変更がないという中で、同じ株式会社である現在の金融機関とでは利子補給の取り扱いに違いが生じると思うが、どのように考えるのか」との質疑に対し、「今後も政府系金融機関としての役割をもって運営されると考えており、市では、これまでと同様に利子補給を行う」との答弁がありました。

次に、「本市において、住工混在地域からの工場移転はあったのか。また、利子補給の額はどれくらいか」との質疑に対し、「工場移転は昭和63年度に大芝工業団地に2件、下永吉工業団地に1件、中の島工業団地に1件のあわせて4件があり、政府系金融機関からの借り入れ額

は最高で6800万円、最低で2000万円となっている。その後、茂原工業団地にも移転が3件あり、最高で1億円、最低で4200万円の借り入れがあった。利子補給は、借り入れのあったすべての会社に行っており、一番大きい額は、茂原工業団地への移転における1億円の借り入れに対するものであり、7年間に約921万円を行っている。平成8年度以降の工場移転はない」との答弁がありました。

以上、審査経過を踏まえ、議案第5号については、採決の結果、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 以上で各委員長の報告を終わります。

次に、ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第6号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（市原健二君） 起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は同意されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第5号並びに第7号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市原健二君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第5号並びに第7号については、原案のとおり可決することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○議長（市原健二君） ここで報告します。

本日、腰川日出夫君から、今定例会に提出するため発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（市原健二君） 次に、議事日程第3「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号「茂原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を上程します。

発議案第1号について、提出者腰川日出夫君から提案理由の説明を求めます。

腰川日出夫君議員。

（11番 腰川日出夫君登壇）

○11番（腰川日出夫君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号「茂原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が本年6月18日に公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容であります。地方自治法第100条第12項に議会活動の範囲の明確化に関する事項が新たに加わったことから、会議規則における同法の引用条項を改正しようとするものであります。

本会議におかれましても慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（市原健二君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について質疑を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市原健二君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(市原健二君) なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「茂原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

会議録の調製に当たり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任された
いと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案の総括審議
3. 発議案第1号の上程説明並びに審議

○出席議員

議長 市原健二君

副議長 三枝義男君

1番	平	ゆき子	君	2番	細	谷	菜穂子	君		
3番	大	野	ときお	君	4番	森	川	雅之	君	
5番	鶴	岡	宏祥	君	6番	鈴	木	敏文	君	
7番	ます	だ	よしお	君	8番	田	丸	たけ子	君	
9番	加	藤	古志郎	君	10番	加	賀	田	隆志	君
11番	腰	川	日出夫	君	12番	伊	藤	すすむ	君	
13番	深	山	和夫	君	14番	勝	山	颯	郷	君
15番	初	谷	智津枝	君	16番	三	橋	弘明	君	
17番	関		好治	君	18番	早	野	公一郎	君	
19番	相	澤	仁	君	21番	常	泉	健一	君	
23番	田	辺	正和	君	24番	金	澤	武夫	君	
25番	金	澤	幸正	君	26番	牧	野	昭	君	

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	長谷川正君
教育長	古谷一雄君	理事兼総務部長 (行財政改革推進本部長)	中山和夫君
企画財政部長	武田功君	市民環境部長	國代文美君
健康福祉部長	丸喜章君	経済部長	元吉敬宇君
都市建設部長	久慈文夫君	教育部長	内山実君
総務部参事 (総務部次長事務取扱・ 総務課長事務取扱)	松本文雄君	都市建設部技監 (都市建設部次長事務取扱・ 都市政策担当・ 本納駅東地区土地区画整理担当)	角花昭栄君
教育部参事 (教育部次長事務取扱・ 庶務課長事務取扱)	石井清君	企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱・ 本納駅東地区土地区画整理担当・ 合併推進担当)	平野貞夫君
市民環境部次長 (生活課長事務取扱)	渡邊輝夫君	健康福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	古山剛君
経済部次長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	山崎春雄君	都市建設部次長 (建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	古市賢一君
総務部副参事 (職員課長事務取扱)	金坂正利君	財政課長	今関正男君

————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	風戸茂樹
主幹	岡澤弘道
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	鈴木均

○議長（市原健二君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

これもちまして、平成20年茂原市議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 1 時35分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年11月11日

茂原市議会議長 市 原 健 二

茂原市議会副議長 三 枝 義 男

茂原市議会議員 田 辺 正 和

茂原市議会議員 金 澤 武 夫